

平成29年度 センター講座・高齢者学級日程表

講座	60才からの健康体操	リラックスヨガ	キッズダンス	親子体操	男のスタミナ料理教室	工作教室	チャレンジ こどもクッキング	英会話教室	高齢者学級
対象年齢	60歳以上の男女	中高年の男女	小学生男女	1～3歳の未就園児	中高年の男性	3歳～小学6年生	小学3～6年生	小学生男女	65歳以上の男女
定員	25	20	30	25	10	20	15	20	—
実施日	第1(水) 10:00-11:30	第4(木) 19:00-20:30	第2・4(金) 19:15-20:45	第1・3(土) 10:00-11:30	第2(土) 13:30-15:30	第3(土) 10:00-11:30	第4(土) 13:30-15:30	第4(日) 13:30-15:00	第4(火) 10:00-11:30
回数	9	7	16	15	3	10	6	9	11
講師	北川美幸	小泉利香	相馬愛子	北川美幸	尾久真紀子	山田奈緒美	尾久真紀子	谷口多智子	別途日程
4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5月	10(第2)	25	26	20	—	20	—	28	23
6月	7	22	9 23	17	—	17	24	25	27
7月	5	27	14 28	1 15	—	15	22	23	25
8月	—	—	—	—	—	—	—	—	22
9月	6	28	8 22	2 16	—	16	30(第5)	24	26
10月	4	26	13 27	7 21	14	21	28	22	24
11月	5(第1日)	16(第3)	5(第1日) 24	5(第1日) 18	11	18	25	26	28
12月	6	21(第3)	8	2 9(第2)	9	16	16(第3)	17(第3)	26
1月	10(第2)	—	12 26	6 20	—	20	—	28	23
2月	7	—	9 23	3	—	17	—	25	27
3月	—	—	—	—	—	10(第2)	—	—	20(第3)

(注) 講師の都合等により、日程及び内容が変更する場合があります。

# 講座受講者募集

3月15日(水)~4月14日(金)までに北部ふれあいセンターへ申し込んでください。郵送、FAX可

※ 住所:〒427-0032 島田市神座 397-1 FAX 番号 32-1102 Tel 32-1100

- \* 定員を越えた場合は、抽選とさせていただきます。
- \* 受講料をいただく講座があります。(裏面をご覧ください。)
- \* 別途材料費の自己負担がかかる講座があります。

受付

季節の行事も楽しめます

## おやこ体操

講師 北川 美幸 先生  
第1・第3(土) 10:00~11:30  
1歳~3歳 未就園児 25組

なにができるかな?

## 工作教室

講師 山田 奈緒美 先生  
第3(土) 10:00~11:30  
3歳~小6年生 20名

幼 児  
小 学 生  
対 象

レッツ! スピーク イングリッシュ

## 英会話

講師 谷口 多智子 先生  
第4(日) 13:30~15:00  
小1~小6年生 20名

## かっこ良く踊ろう キッズ・ダンス

講師 相馬 愛子 先生  
第2・第4(金) 19:15~20:45  
小1~小6年生 30名

## チャレンジ こどもクッキング

講師 尾久 真紀子 先生  
第4(土) 13:30~15:30  
小3~小6年生 15名



## 男のスタミナ 料理教室

講師 尾久 真紀子 先生  
第2(土) 13:30~15:30  
年間 3回  
中高年男性 10名

## リラックス ヨガ

### 心も身体もリフレッシュ

講師 小泉 利香 先生  
第4(木) 19:00 ~ 20:30  
年間 7回 中高年男女 20名

成  
人  
対  
象

## 高齢者ほほえみ学級

年間 10 回程度の講座  
第4(火) 10:00~11:30  
65 歳以上 男女

## 60歳からの健康体操

### らくらくランポウォーク 若返りストレッチ

講師 北川 美幸 先生  
第1(水) 10:00~11:30  
年間 9回 60 歳以上男女 25名

# 平成29年度 北部ふれあいセンター講座募集案内

講座の希望者は、次の講座の中から選んで、下記の講座申込書により、申し込みをお願いします。

**【親子体操】** 第1・第3土曜日

- ・初回の講座日は、5月20日(土) 10:00~11:30
- ・受講料(年15回)として1人 200円納めていただきます
- ・講座は、全て親子の参加となります
- ・初回に材料代(年15回)として、300円集金します
- ・持ち物は、タオル、飲み物

**【キッズダンス】** 第2・第4金曜日

- ・初回の講座日は、5月26日(金) 19:15~20:45
- ・受講料(年16回)として1人 500円納めていただきます
- ・持ち物は、タオル、上履き用靴、飲み物

**【工作教室】** 第3土曜日

- ・初回の講座日は、5月20日(土) 10:00~11:30
- ・初回に材料代(年10回)として、500円集金します
- ・持ち物は、ハサミ、折り紙、スティックのり、両面テープ、セロテープ、木工用ボンド

**【チャレンジ!こどもクッキング】** 第4土曜日

- ・初回の講座日は、6月24日(土) 13:30~15:30
- ・初回に材料代(年6回)として、3,600円集金します
- ・持ち物は、エプロン、三角巾、ふきん、容器

**【英会話教室】** 第4日曜日

- ・初回の講座日は、5月28日(日) 13:30~15:00
- ・受講料(年9回)として1人 200円納めていただきます
- ・初回に材料代(年9回)として、300円集金します
- ・持ち物は、筆記用具

**【男のスタミナ料理教室】** 第2土曜日

- ・初回の講座日は、10月14日(土) 13:30~15:30
- ・受講料(年3回)として1人 600円納めていただきます
- ・初回に材料代(年3回)として、1,800円集金します
- ・持ち物は、エプロン、三角巾、ふきん、容器

**【リラックス ヨガ】** 第4木曜日

- ・初回の講座日は、5月25日(木) 19:00~20:30
- ・受講料(年7回)として1人 1,400円納めていただきます
- ・持ち物は、タオル、飲み物、ヨガマット(持っている方)

**【60歳からの健康体操】** 第1水曜日

- ・初回の講座日は、5月10日(第2水) 10:00~11:30
- ・受講料(年9回)として1人 1,800円納めていただきます/
- ・体操のボールを持っていない方は、初回に 550円集金します
- ・持ち物は、タオル、飲み物

**【高齢者(ほほえみ)学級】** 第4火曜日

- ・初回の講座日は、5月23日(火) 10:00~11:30
- ・受講料(年5回以上)として1人 1,000円納めていただきます
- ・初回は、開級式と講座を行います
- ・講座により、その都度材料費がかかる場合があります

(注意)

- ※受講料は、講座時に配布する「納入通知書」により、後日納めていただきます。
- ※材料代は、初回の講座時に集金させていただきます。
- ※期間の途中で自己都合により受講を取りやめた場合には、受講料の返納はできません。
- ※年間のスケジュール等の詳細については、講座の初日にお知らせします。
- ※講座に参加するため送り迎えが必要な方は、保護者の方をお願いします。
- ※定員を越えた場合は、対象地区内を優先とし、工作教室は、親子体操へ参加する兄弟(姉妹)を優先させていただきます。
- ※抽選となった場合、外れた方のみ連絡しますので、御承知願います。
- ※講座申込書が不足の場合は、北部ふれあいセンターにあります。コピーして使用しても構いません。
- ※講座の応募が少数の場合は、開講しない場合がありますので、御承知願います。



## 北部ふれあいセンター講座申込書

(申し込み期限: H29. 4. 14 必着)

( ) 講座を申し込みます。

申し込み先: 北部ふれあいセンター (電話番号: 32-1100)

申し込み方法: 持参、郵送又はFAX (32-1102) をお願いします。

参加者の名前 (ふりがな)		名前:		ふりがな:	
参加者の保護者の名前 (注)小学生以下の講座のみ記入		名前:			
参加者の住所		島田市			
参加者の性別	男・女	参加者の年齢 (H29. 4月1日現在)	歳	小学生の新学年(H29. 4~)	年生
参加者の連絡先電話番号		—		受講料(後日納付書による)	円
		—		材料代(初回に現金による)	円

※受講料と材料代は、申し込みした講座の金額をご自身で記入してください。

## 北部 図書貸出等利用状況

	平成27年度		平成28年度							人数 対前年度 比	冊数 対前年度 比
	人数	冊数	新規登録	人数	貸出冊数	CD貸出	貸出計	返却冊数	CD返却		
4	20	79		34	124		124			170%	157%
5	22	109		29	144		144			132%	132%
6	30	123		50	135		135			167%	110%
7	39	152		75	167		167			192%	110%
8	34	143		79	150		150			232%	105%
9	40	166		36	86		86			90%	52%
10	27	130		61	99		99			226%	76%
11	38	167	4	45	160	5	165	117	5	118%	96%
12	29	116	0	34	133	7	140	150	7	117%	115%
1	26	119	0	34	137	0	137	141	0	131%	115%
2	26	136					0			0%	0%
3	17	141					0			0%	0%
合計	348	1,581		477	1,335	12	1,347	408	12	137%	84%

北部ふれあいセンター使用料減免申請書の提出について

日頃、北部ふれあいセンターの使用につきましては、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

社会教育施設を定期的に使用する減免の対象となる団体は、毎年、使用料減免申請書の手続きが必要となりますので、別紙減免申請書（全ての団体）及び使用料減免申請団体名簿（一部の団体）に必要事項を御記入の上、必ず平成29年3月15日（水）までに、北部ふれあいセンターに提出してください。

なお、使用回数が僅かな場合は、最初に使用する日の前日（月曜日、祝日及び第3日曜日以外の8:30～17:00）までに提出すれば結構です。

- ※ 提出書類 ① 北部ふれあいセンター使用料減免申請書（全ての団体）  
② 北部ふれあいセンター使用料減免申請団体名簿（減免要領第3条第6号から第9号に該当する団体）（会員数が多数の場合は、会員名簿のコピー可）

※提出方法 ① 北部ふれあいセンターまで直接持参又は郵送

※ 申請にあたり「島田市ふれあいセンター使用料減免要領（抜粋）」をご一読ください。

1 減免申請書の記入例

減免を受けようとする理由	〇〇〇の練習 <u>(※団体名△△△)</u> ※( )書きには、団体名を記入	
使用日時	平成29年4月1日から平成30年3月31日の使用申込みの日時 ※年度途中の申請時は、最初の使用日から年度末までとする。	
使用人員	〇〇 人 ※団体の人数を記入してください。	
使用区分	北部ふれあいセンター	1 コミュニティホール 2 和室 3 調理実習室
	住所 島田市〇〇△△番地 氏名 □□ □□ 電話番号 〇〇-△△△△	
使用責任者住所		

※「減免を受けようとする理由」の欄は「〇〇の練習、〇〇のけいこ、〇〇の会合、〇〇の活動」などと、記入し、( )書きで団体名をご記入ください。

2 使用料減免申請団体名簿の記入例（減免要領第3条第6号から第9号に該当する団体）

団体の名称	※団体の名称を記入してください。	
代表者氏名	※団体を代表する人の名前を記入してください。	
住所	※団体を代表する人の住所（番地まで記入）を記入してください。	
構成員の氏名	住所	備考
〇〇〇〇	島田市□□□ ※番地は不要です。	
△△△△		※講師の場合は、講師と記入してください。

担当者：鈴木  
電話番号：32-1100

(参考)

使用料減免について（島田市ふれあいセンター使用料減免要領による。）

北部ふれあいセンターは、対象地域のコミュニティー活動の推進など地域福祉の向上を図るため、ふれあいセンターを設置しております。この対象地域とは、「伊太、相賀、神座、鶉網地区」のことを示しますので、団体名簿の中にこの地域の方が9割以上占めている場合のみ免除となります。また、市内の方の構成が9割以上の場合は、50%減額、それ以外の場合は、減免対象となりませんので、ご承知おきください。

(一例)

団体名	団体構成割合等	使用料金
〇〇〇グループ	対象地域の方が9割以上、市（保育園、幼稚園、学校含む）の公用使用、市と共催団体、市の委託・委嘱を受けている団体、市の補助金を受けている団体	免除
△△△の会	市内の方が9割以上	50%減額
□□□クラブ	上記以外	減免対象外

- (注) 1. 対象地域の人とは、「伊太、相賀、神座、鶉網地区」に住所を有する人  
2. 市内の人とは、島田市内に住所を有する人

島田市ふれあいセンター使用料減免要領（抜粋）

(趣旨)

第1条～第2条 省略

(使用料の減額又は免除の基準)

第3条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 対象区域内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める保護者団体（保育園若しくは幼稚園に通園する幼児の保護者又は小学校、中学校若しくは高等学校に通学する児童若しくは生徒の保護者によって構成される団体をいう。以下同じ。）が社会教育等の向上を図るために使用する場合 免除

(7) 市内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める保護者団体が、社会教育等の向上を図るために使用する場合（前号に該当する場合を除く。） 50パーセント減額

(8) 対象区域内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める非営利団体（営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）が、社会教育等の向上を図ることを目的に使用する場合（入場料又は参加費を徴収する場合を除く。） 免除

(9) 市内に住所を有する者が構成員の9割以上を占める非営利団体が、社会教育等の向上を図ることを目的に使用する場合（前号に該当する場合及び入場料又は参加費を徴収する場合を除く。） 50パーセント減額

(10)～(12)省略

(申請の手続)

第4条 前条第6号から第9号までの規定の適用を受けようとするものは、島田市ふれあいセンター条例施行規則（平成17年島田市規則第135号）第7条に規定する減免申請書に島田市ふれあいセンター使用料減免申請団体名簿（別記様式）を添えて市長に提出しなければならない。